

平成25年（2013年）12月11日

建設工事業者の皆様へ

姫路市水道局総務課

工事請負契約における暴力団排除に関する誓約書の提出について

平成25年4月1日付で姫路市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、姫路市へ業者登録をしているすべての業者の方から暴力団排除に関する誓約書を契約課に提出していただいておりますが、暴力団排除の実効性をより高めるため、下記のとおり工事請負契約毎に暴力団排除に関する誓約書を提出していただくこととしますので、よろしくお願いします。

記

1 概要

工事請負契約締結時に契約の相手方に対して暴力団排除に関する誓約書の提出を義務付けするとともに、当該契約に係る下請業者から暴力団排除に関する誓約書を徴取します。

2 対象者

工事請負契約（予定価格が130万円以下の場合を除く。）の元請業者及びその下請業者

3 実施時期

平成26年1月以降に水道局が公告又は入札（見積）案内する工事請負契約から実施します。

4 誓約書の提出方法等について

(1) 誓約書の提出時期

提出時期	元請用誓約書	下請用誓約書
契約締結時	原本を提出 <u>※提出を契約締結の条件とします。</u>	
下請人等通知書提出時 【契約締結後7日以内】		原本を提出 <u>※下請人等通知書の添付書類として提出を求めます。</u>
下請人に変更が生じた場合 【変更後速やかに】		原本を提出 <u>※変更後の下請人等通知書とあわせて提出を求めます。</u>

(2) 提出先

- 元請用誓約書 → 契約締結時に契約書と併せて総務課へ提出
下請用誓約書 → 元請業者を通じて下請人等通知書と併せて工事担当課へ提出

(3) 誓約書様式

誓約書は水道局指定の様式で提出が必要です。誓約書様式（元請用、下請用）は、契約一式書類の一つとして元請負業者に交付するとともに、水道局ホームページに掲載します。（平成 26 年 1 月掲載予定）

【注意事項】

- ※ 下請業者が暴力団等と関係があると県警から認定された場合には、速やかに下請契約の解除を行っていただく必要があります。元請・下請間の契約締結の際には、水道局の契約約款や水道局ホームページに掲載する予定の下請契約用の特約条項を参考に、「契約当事者が暴力団等関係者と判明した場合には、契約解除を行う」旨の規定を設けるなど、所要の対応をお願いします。（下請契約を解除できないときは、元請契約を解除します。）
- ※ 今回の取組みを実施するに当たり、下請人等通知書の様式を改正しますのでご注意ください。
- ※ 誓約書の提出がない場合の対応
 - ① 契約締結時に誓約書の提出がない場合は、契約を締結しません。また、落札決定後辞退とみなし、指名停止措置の対象となります。
 - ② 下請用誓約書の提出がない場合は、状況により指名停止措置及び契約解除の対象となります。

<問合せ先>

姫路市水道局総務課経理担当 TEL 079-221-2705